

# 上智大学

二〇二一年度一般選抜(学部学科試験・共通テスト併用型)

学部学科試験サンプル問題

文学部 史学科

【学部学科試験名】 歴史学をめぐる試験

【試験時間】 七五分

【出題の意図、求める力等】

この試験では、高等学校で学ぶ「世界史B」あるいは「日本史B」の正確な知識を確認するとともに、本学科のアドミッション・ポリシー〔以下、AP〕に基づいて、つぎのような力をはかります。

1. 様々な社会事象やその歴史的背景に対する関心と知識欲。〔AP1〕
2. 自分の頭で考え、問題点を発見しようとする主体性。〔AP2〕
3. 資料の文脈を客観的・論理的に把握する読解力と思考力。〔AP3〕
4. 自分の考えを、他者に分かりやすく提示できる表現力。〔AP4〕

設問は必ずしも「世界史B」・「日本史B」に分けられていませんが、高等学校でどちらを学んだかによって解答できる問題の数が異なったり問題の難易度に差が生じたりするようなことがないよう出題します。

※サンプル問題の出題形式は例であり、問題数は本試験と異なる場合があります。

つぎの文章は、新田一郎『中世に国家はあったか』の序章にあたる「本書は何を問題にするのか」の一部である。これを読んで、あとの問一〜六に答えなさい。

問 日本中世に「国家」はあったか？

答 あった。なぜなら、中世の<sup>(a)</sup>東寺においては、「天下泰平国家安全」の祈禱<sup>きとつ</sup>がしばしば行われており、そこでは「国家」の存在が前提とされている。ゆえに、中世の<sup>(a)</sup>東寺周辺の人々の意識において、「国家が存在した」ことは明らかである。Q. E. D. (証明終わり)

と、こんなふうに一巻の話をおえて筆を擱<sup>お</sup>くことができれば、著者としては楽なものだが、それでは冗談としての出来もはなはだよろしくない。もとより、本書の表題は、そんなことを問うているわけではなく、むしろ「そこに存在したらしいその何物かを『国家』と呼ぶことが適切かどうか」が問題になる。それゆえ、これにまっとうに答えようとするならば、その答えはなによりもまず「国家」の定義に依存する。たとえばモデルとして近代的な「主権国家」を想定しそれにそった条件を求めるならば、中世にはそんなものは(たぶん)存在しなかった。しかし別の定義を用いれば、(たとえば冒頭のつまらぬ冗談のように)国家があった、という答えを導くことも可能だろう。では、どのような定義を用いることが適切か。実はこれがたいへんな難問である。

現代にあつてすら、国家の存立条件を明確に定義づけることは容易ではなく、最終的には他の国家による承認の有無に帰着する。たとえば領土を実効的に支配し経済単位としても自立した<sup>(b)</sup>台湾を国家と呼ぶかどうかは、<sup>(b)</sup>台湾の構造・属性そのものの問題ではなく、他の国家が<sup>(b)</sup>台湾を国家として承認するか否かという国際政治上の判断(の積重ね)の問題である。対照的に、国土を欠きながらも「主権」をもった存在として、いくつかの国と「外交関係」を取り結んでいるマルタ騎士団のような特異な例もあり、また<sup>(c)</sup>パレスチナのようなさらに微妙なケースもある。「国家」と「非国家」との境界が明確に画されないままに、現にさまざまな内実をもった「国家」が、個々具体的な相互承認関係によって並存している。近代の国家論は、そうした現実に学知的な説明をあたえるべく、国家の存立条件を模索してきたのであった。

現実の国家の多様性を前にしてしばしばゆらぐ国家論を、それでも近代社会が必要としてきたのは、近代の国際政治が、その基幹的構成員としての主権国家に擬制的な対等性を求め、対等な主権国家間の相互関係に基礎をおいてきたからにほかならない。ヨーロッパの政治世界から生み出され、現実の政治状況との関わりあいのなかで展開されてきたそうした議論を、そのまま日本中世に拡張しようとするのは当然である。少なくとも日本中世には、国家をめぐるこの種の議論は行われず、「国家」と「国家でないもの」とを峻別<sup>しゅんべつ</sup>しようとする知的営為は存在しなかった。当時の人々の思考世界は「国家」の厳密な概念を必要としていなかったのであろうが、にもかかわらず、近代国家からの漠然とした類推に基づいて中世の国家を論じることが、近代にはしばしば行われてきたのである。冒頭にふれたように「国家」という語が中世日本において用いられることがあったために、話はさらにややこしいことになる。

そもそも、「国」は城壁で区画された都邑とゆうを、「家」は人の居所をさす字だというが、二字を組み合わせた「国家」の語は、古代中国では皇帝をさし、また皇帝を中心としてその家政にかかわる人々を含む組織とその漠然とした外延を意味して用いられた。日本でも、律令用語としての「国家」は天皇を意味し、天皇の身に危害を加えようとする「謀反むはん」は「国家を危うくする」こととして説明され、正主に背き偽主に従う「謀叛むはん」は「国」に対する敵対行為として説明されるように、天皇ないしは天皇を中心に観念される朝廷が、「国家」ないし「国」の語をもって表現されたのである。「国家」を「みかど」と訓じた例も多い。

そうした由緒を引き継いで、平安時代の「国家」も、天皇・朝廷を中心に観念された。「国家鎮護」の「国家」も、「天下泰平国家安全」の祈禱の対象も、天皇・朝廷に帰着するのであり、中世の「国家」は、そこから展開してゆくことになる。九条兼実や源頼朝が用いた「日本国」の語、あるいは日蓮にちれんの説く「国家」のありようにしても、常に天皇・朝廷の存在を念頭において観念され、その周辺に凝集していく傾向をもっている。中世の、少なくとも公家社会くげ周辺の人々にとって、「日本国」は、天皇・朝廷を中心として観念されるものであった。たとえば慈円じえんは『愚管抄ぐかんしょう』において「天下日本国ノ運ツキハテテ大乱ノイデキテヒシト武者ノ世ニナリニシ也なり」と記しており、「武者ノ世」以前の、天皇を中心とした状況をさして、「日本国」という表現を用いている。それが、「国家」ないし「日本国」の主たる用法であった。

以上のように日本の古代・中世を概観するとき、「国家」という語で表現されうるものかが、たしかにそこにあった、というべきであろう。それは、天皇・朝廷を中心として観念され、社会のある部分に統合的な構造を供給する中心性をもち、「日本国」という呼称と重なるものであった。それがなんらかの形で近世へ、さらに近代の「大日本帝国」「日本国」へと連続していくものであったとすれば、かつて政治的な物議をかもした「天皇中心の国」という言説に、<sup>(甲)</sup> 濫用の危険をともしつつも一定の真実が認められることになる、のかもしれない。

もちろん問題はその連続性のありようである。遅くとも十九世紀半ばにはオランダ語 *staat* に「国家」をあてる訳語が用いられていたようだが、その一方で、たとえば明治初年に用いられた「仮刑律かけいりつ」は律令の用語法にならない、「謀叛」の罪を定めるに際して「国家」の語を天皇の意味で用いている。この二つの用法は、当然に、また直接に結びつくというものではない。この間の懸隔が当時どのように埋められたのかも興味を惹く問題だが、本書の主題との関連では、古代・中世と近代のあいだにおいて、「国家」としての同一性ないし連続性がどのように措定され、現代のわれわれの国家生活とどのような関わりをもつのが、問われなければならないだろう。

ヨーロッパにおいて、近代の「国家」の原語にあたる（英語でいえば）*state* の語が、現代において用いられるような意味を獲得したのは、それほど古いことではない。さきにふれたように、現代の国家は、その基本的な要素として主権・国民・領土の三つを要求されることが多いが、これらの相互関係をごく大雑把おおざっぱに括くくつてしまえば、つぎのようになる。「主権」とは領土内の国民に対して他から制約されることなく均しくおおよそ至高の権力であり、「領土」とは主権のおよぶ範囲として区切られた均質な空間であり、「国民」とは主権によって捕捉される均質な構成員を意味する。この三者は、「主権」の作用を中核として、いわば循環的に関係づけられている。

このように主権の作用を中核として構成される国家は、絶対王政の形成と密着して生み出された。主権はそもそも、<sup>(乙)</sup> 封建制の分権的な構造を束ねて一

体性を付与する至上の君主権として形成され、近代国際社会における主権国家の存立にモデルをあたえたのである。通俗的には、三十年戦争を終結させた一六四八年のウエストファリア条約において、絶対王政のもとで政治的統合を実現しつつあった英仏などのモデルが、神聖ローマ皇帝のもとに散在するドイツ領邦諸侯にも適用され、中世的な「帝国」の解体へと向けたインパクトをあたえるとともに、国際政治のアクターとしての近代主権国家と、主権国家間の相互承認体制とを生み出す端緒となった、と説明される。もともと、ウエストファリア条約によってただちに「近代主権国家体制」が完成したわけではなく、最終的に神聖ローマ帝国の解体が宣言されるのは、フランス革命期のナショナリズムの勃興をうけた十九世紀初頭のことであった。その後もなお、「主権国家」の対等性は、国際政治の「組織的偽善」によって支えられるフィクションでありつづけたのであり、ウエストファリア条約の位置付け自体、後世からの回顧的解釈にほかならない。「近代国家」についての認識がさかのぼって「国家」一般の存在をはかるモノサシとして濫用されたのである。国家が「近代的現象」と呼ばれたり、中世国家が「①の国家」と呼ばれたりすることがあるのは、そうした事情による。国家のモデルは近代から回顧的に語られ、そのルーツ探しの過程で、モデルの淵源としての「古代国家」や、ひるがえって「②」としての「中世国家」が生み出されたのであった。

この種のルーツ探しは、さまざまな危険をはらんでいる。如上の論理構成における「主権」は、国家を構成する諸構造の存立機制を遡及していったときにすべての根拠がそこに収斂する零点、として理解されるだろうが、そうした零点は、どこにでも当然に見いだされるといえるものではなく、そうした零点の存在こそが近代国家の特徴だ、ということになるかもしれない。誰かがもっているはずのものとしての「主権」を想定したうえで主権者探しを試みることは、近代国家の③を求めて中世へさかのぼったとき、厳密さを求めれば求めるほど議論の焦点が見失われるという困難にゆきあたることになる。主権論を軸として説明される国家の構造は、そのそももの④からして、中世に想定される封建的な構造とは鋭く対立する性質をもつ。ましてや、中世日本の「主権者」を問うとなると、譬喩的に語ることはある程度は可能であるとしても、⑤としてのその限界を見極めておく必要がある。また、たとえば、律令に皇帝・天皇の権限についての制限的規定がないことをもって、皇帝・天皇が無制約の「東洋的専制権力」をふるった、とする種の議論にも、主権論の類推的拡張が介在しているとみられるが、そうした議論の有効性の如何についても、慎重な吟味が必要である。

中世国家へと向けられた回顧的な視線は、中世人の現実認識にはなく、近代国家の自己認識に深くかわる。現に国家がある、というところから出発して、歴史をさかのぼったところに国家の原型を求める、そこにはしばしば、現にある国家の由緒来歴を求める政治的な意味が求められ、中世国家への視線の質は近代の政治状況によって規定されることになる。たとえばイングランドでは、国家は古くからの連続性の上に存立するものとして、時代ごとに少しずつその姿を変えながらも連続した関係が、自明のものと考えられており、そこでは、中世国家への問いは、「現にある国家の祖型が、中世にはどのような姿をとっていたか」という形をとる。フランスでもおおむね同様である。これに対して、本書表題のように「中世に国家はあったか」を問うのは、ドイツにおける問題意識を継承したものだ、と指摘されることがある。近代の国家へと連続する構造の存在が自明と考えられていた英仏などとは異なり、十九世紀のドイツにおいては、統一的な構造の存在がそもそも自明ではなく、統一国家の樹立こそが現実の政治的な課題であったゆえに、その統一の由緒が歴史に求められたのだ、という。

この「ドイツの問題意識」の根は、英仏など「主権国家」形成の先行的なモデルが、「神聖ローマ帝国」というゆるやかな括り糸のもとに存立していた帝

国都市や領邦諸侯などにも国際政治上のスタンダードとして適用されたことに求められる。ウェストフアリア体制において、そうした帝国構成員に対しても、条約締結など国際法上の行為能力が認められ、それがのちに振り返って「主権」として認識される。結果、「主権」という刃物でもって神聖ローマ帝国はバラバラに解体され、新しいスタンダードのもとで「ドイツ」としての同一性を再構築するための苦悶くもんが、一八七一年のドイツ帝国（いわゆる「第二帝国」）成立に至るまで、続くことになる。そうした「ドイツ」の自己認識にかかわる問題意識が、では振り返って神聖ローマ帝国は「国家」であったのか、という問いを生み、中世に「ドイツ国家」が存在したのかどうかを問う問題意識を生み出した。それは、眼前の政治的課題と結びついた問いだったのである。

しかし、そうだとすれば、日本でドイツ的な問題設定が用いられるのはなぜなのだろうか。本書の表題は私が思いついたものではなく、本シリーズ全体の企画のなかで定められ提示されたものだが、学界の問題関心のあり方をそれなりに反映している。「国家があったかなかったか」は、日本についても問題らしいのだ。いったいなぜだろう。素直に考えれば、日本でも英仏的な議論ぎろんになりそうなものだ、いや天皇・朝廷が（その実態はさしあたりどうであれ）一貫して存在してきたことからすれば、むしろ英仏以上に、「国家」の存在の連続性・自明性を強調した議論が主流を占めそうなものだ。明治政府は天皇の「万世一系ばんせいいつけい」を強調し、明治国家の存立を古代以来の「**国体**」の一貫した連続性のうえで説明しようとしていたのだから、中世にも「国家」の存在を自明の前提として、あるいは一步譲って、それを「国家」と呼ぶべきかどうかを措くおとしても、当代へと連続する「日本」というなんらかのまとまりはあった、というところから、議論が出發しそうなものではないか。

（以下略）

【出典 新田一郎『中世に国家はあったか』（山川出版社、二〇〇四年）一〇七、一〇八～一三頁。一部改変。】

問一 文中の傍線部（a）～（e）から任意に二つを選び、それぞれその歴史を一五〇字程度で説明しなさい。

問二 文中の傍線部（乙）の「封建制」は、ヨーロッパの Feudalism / Feudalismus の訳語（日本語訳）だと考えられるが、「封建」の語は本来中国で用いられたものである。そこでつぎのうちどちらか一つを選び、二〇〇字程度で説明しなさい。その際、ヨーロッパ中世の「封建制」との相違点または共通点に言及すること。

（あ）古代中国における封建制度

（い）中世（あるいは近世）日本の封建制度

問三 文中の傍線部(丙)の「組織的偽善」とはどういうことか。それを説明した文章として最も適切なものを、つぎの中から一つ選んで記号で答えなさい。

ア、伯領や皇帝からの勅許によって特権を獲得した帝国都市などの比較的小規模な単位が、皇帝への帰属性の強い小領邦として位置づけられ、帝国はこれら種々の単位のゆるやかな連合体の形をとり、その総体に法的秩序と平和維持の枠組みを供給する仕かけとして存在したこと。

イ、領土内の国民に対して他から制約されることなく均しくおよぶ至高の権力である「主権」、主権のおよぶ範囲として区切られた均質な空間である「領土」、主権によって捕捉される均質な構成員である「国民」、この三つを国家の基本的な要素とすること。

ウ、帝国が領邦国家群に分割され、事実上の「死に体」となったが、「神聖でなく、ローマ的でなく、そもそも帝国でない」とからかわれつつもなお、帝国の解散が公式に宣言されるまで形式的には存続したこと。

エ、実際には皇帝権の伸長をはかる皇帝とそれに反発する領邦貴族たちの対立、そこに様々な意図から介入を試みる周辺諸勢力、さらには宗教的対立も含めて複雑な利害関係が絡み、断続的に紛争があったこと。

オ、実際には様々な差異をはらむ国家の多様性には目をつぶり、国家を互いに等しく絶対的な主権を備えたものとみなし、そうした主権国家間の対等な相互関係を国際政治の前提条件とすること。

問四 文中の空欄①②③④⑤に入る語句の組み合わせとして最も適切なものを、つぎの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- |         |      |      |      |      |
|---------|------|------|------|------|
| ア、① 至   | ② 至上 | ③ 概念 | ④ 限界 | ⑤ 課題 |
| イ、① 無制約 | ② 観念 | ③ 帰着 | ④ 組織 | ⑤ 祖型 |
| ウ、① 真実  | ② 祖型 | ③ 原型 | ④ 濫喩 | ⑤ 課題 |
| エ、① 対等性 | ② 原型 | ③ 懸隔 | ④ 限界 | ⑤ 源流 |
| オ、① 未完成 | ② 濫喩 | ③ 源流 | ④ 出自 | ⑤ 濫喩 |

問五 文中の傍線部(丁)の「英仏的な議論」とはどのようなことか。それを説明した文章として最も適切なものを、つぎの中から一つ選んで記号で答えなさい。

ア、政治的・実践的問題から距離をおいて、法学や国家学を、その背後にある中世国家論の含意から切り離して輸入し、現に構築されつつある近代国家の姿を近代化のモデルとして用いること。

イ、主権論の類推的な拡張により、古代・中世の法令に皇帝や王の権限についての制限的規定がないことをもって、皇帝や王が無制約の専制権力をふるった、とする議論。

ウ、国家の設計図を引く実践的な作業において、国家が現に存在することは自明であり、国家のしつらえを近代的なスタンダードにあわせて整えるために、近代国家の完成モデルを歴史から切り離して参照すること。

エ、「主権」の存在こそが近代国家の特徴だと考え、誰かがもっているはずのものとしての「主権」を想定した上で主権者探しを試み、近代国家の源流を求めて中世へとさかのぼる議論。

オ、国家は古くからの連続性の上に存立するものとして、時代ごとにその姿を変えながらも連続した関係を自明のものと考え、中世国家への問いも、「現にある国家の祖型が、中世にはどのような姿をとっていたか」という形をとること。

問六 文中の傍線部(甲)の「濫用の危険」とは、どういうことか。この問題文の内容をふまえて、二五〇字程度で説明しなさい。

【各問の出題の意図・解答例】

問一

高等学校で学ぶ「世界史B」あるいは「日本史B」の正確な知識を確認します。(a)～(e)のうち、(a)「東寺」・(e)「国体」は「日本史B」、(c)「パレスチナ」・(d)「三十年戦争」は「世界史B」の知識で解答しやすく、(b)「台湾」はどちらの知識でも解答可能でしょう。これは、表現力をみる設問でもあって、誤字・脱字、主述のねじれなどは減点の対象です〔AP4〕。

問二

高等学校で学ぶ「世界史B」あるいは「日本史B」の正確な知識を確認します。(あ)の「古代中国における封建制度」は「世界史B」、(い)の「中世(あるいは近世)日本の封建制度」は「日本史B」の知識で解答できるでしょう。ヨーロッパの「封建制」との相違点または共通点の説明は、この問題文と「世界史B」あるいは「日本史B」の知識とを総合して考える必要があるでしょう〔AP2〕。この問題でも、自らの考えを他者に分かりやすく提示できる表現力は重要な採点ポイントで、誤字・脱字、主述のねじれなどは減点の対象です〔AP4〕。

〈問二解答例〉

(あ) 古代中国における封建制度

周で施行された統治体制。臣下が主君への忠誠・軍役・貢納の代償として、支配管理権を委任された領地を封土といい、周王は一族・功臣などに封土を与えて世襲の諸侯とした。また、諸侯は自分の臣下の卿・大夫・士に封土を分け与え、同様の義務を課して自己の領内を支配した。周代の封建制度は、血縁を中心とする宗族・宗法を基盤とした氏族的関係であり、個人間の契約に基づくヨーロッパの「封建制」の主従関係とは異なる。

(い) 中世(あるいは近世)日本の封建制度

土地の給与を通じて、武士の主人と従者が御恩(本領安堵・新恩給与など)と奉公(軍役・番役など)の関係によって結ばれる制度。鎌倉幕府は、この制度にもとづいて成立した最初の政権であり、守護・地頭の設置によって、はじめて日本の封建制度が国家的制度として成立したと考えられている。この制度は、土地の給与を通じて主従の契約が結ばれるという支配階級内部の法秩序であり、ヨーロッパの「封建制」の主従関係と似ている。

問三

資料の文脈を客観的・論理的に把握する読解力と思考力をみます〔AP3〕。

問四

資料の文脈を客観的・論理的に把握する読解力と思考力をみます〔AP3〕。

問五

資料の文脈を客観的・論理的に把握する読解力と思考力をみます〔AP3〕。

問六

様々な社会事象やその歴史的な背景をふまえて〔AP1〕、自分の頭で考え、答えを発見しようとする主体性を必要とします〔AP2〕。解答例では、大日本帝国の国家的な歴史認識と現代の政治的な問題とを結び付けて説明していますが、言説レベルの問題として、政権の実態は多様であったにもかかわらず、「天皇中心の国」で総括してしまうことによつて、その範疇にない要素や相反する要素を捨象した既成事実が構築されてしまう危険性を論じてもよいでしょう。なお、ここでも自らの考えを他者に分かりやすく提示できる表現力は重要な採点ポイントで、誤字・脱字、主述のねじれなどは減点の対象です〔AP4〕。

〈問六解答例〉

戦前、天皇を中心とする超国家主義的な皇国史観が重視され、特に一九三〇年代半ば以降、国民を戦争に動員する上で大きな役割を果たした。戦後、政教分離や天皇の「人間宣言」があり、日本国憲法も制定されたが、教育勅語の復活をめざす運動を推進したり、天皇に対する尊崇を強調したりする公職者はあとをたたない。バブル経済の崩壊後、日本の社会は保守化が進んでおり、「天皇中心の国」という言説が濫用されれば、またふたたび皇国史観のように独善的で自国中心の歴史観が大きな力をふるうようになるかもしれないということ。